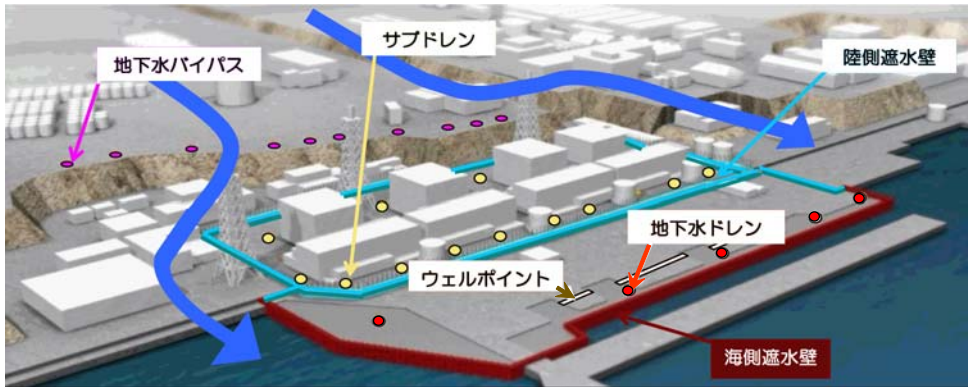


フクシマ事故から5年 --- 事故は収束せず、責任とらせず 東京電力を破産処理し、国の責任で事故処理・賠償を！

フクシマを繰り返すな！ 大津地裁決定を受け入れ、高浜3・4号を廃炉にせよ！



海側遮水壁を閉じた後、地下水の放射能汚染度が上がり、地下水ドレンなどから汲上げた汚染地下水を建屋へ移送せざるを得なくなり、汚染水が逆に急増！ALPS処理水の溶接タンク増設が追いつかず、汚染水漏れの欠陥のあるフランジタンクを汚染水用に再利用！

大津地方裁判所は3月9日、高浜原発3・4号の運転差止を決定しました。これは福井地裁による大飯3・4号運転差止判決(2014.5.21)と高浜3・4号運転差止仮処分決定(2015.4.14)に続くものであり、運転中の原発に即時停止を命じた画期的な仮処分決定です。今年にはフクシマ事故発生から5年目に当り、フクシマを繰り返さないことが改めて問われています。私たちは、関西電力に対し、大津地裁決定を受け入れ、高浜3・4号を廃炉にすること、高浜1・2号を含め高浜・美浜・大飯の全原発を廃炉にすることを求めます。大津地裁決定を踏まえ、川内原発の運転停止と全原発の再稼働中止を求め、脱原発へ前進しましょう。

2011年3月11日のフクシマ事故から5年

炉心溶融事故を起こした福島第一原発1～3号の溶融燃料は依然として行方知れず、崩壊熱を出し、放射能汚染水を生み出し続けています。1号の格納容器滞留水にロボットを投入する予定だが、水中の堆積物が多すぎ視界不良のため断念。2号では格納容器配管入口付近を除染しても100mSv/h以下へ下がらずロボット投入を断念。今年度中の格納容器内調査実施が危うい状態です(河北新報2016.1.29)。

放射能汚染水は依然として溜まり続け、2月下旬現

在、建屋内に汚染水約8.3万トン、タンク内に約79万トンの処理水が溜まっています。ここには、セシウムとストロンチウム以外の放射能が大量に含まれる中間処理水＝「Sr処理水」等約18万トンが含まれます。多核種除去設備ALPSでもトリチウムは除去できず、約1千兆ベクレルものトリチウムが高濃度に含まれています。

放射能汚染水は減るところか増えている

東京電力は、昨年9月にサブドレンの汲上げ開始、昨年10月に海側遮水壁の閉合、昨年11月に陸側凍土遮水壁の全凍結管建込完了と対策は順調かのように主張しています。しかし、事態は逆に悪化しているのです。

海側遮水壁を閉じた途端に、地下水位が海側で上がり、地下水の放射能汚染度が高まり(原因不明)、汲上げた地下水を建屋へ移送せざるをえなくなり、建屋汚染水が400～800トン/日へ急増しています。

溶融燃料冷却用の注入水約300トン/日を入れると、汚染水は700～1100トン/日に増えてしまったのです。

ところが、ALPS処理水を溜める溶接タンクの増設が間に合わないため、ALPS処理量を増やせず、増え続ける「Sr処理水」をフランジ型タンクに貯蔵しようとしています。フランジ型タンクは汚染水漏洩事故を起こし

若狭連帯行動ネットワーク

2016年3月11日

連絡先 ●大阪(久保)：〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401
TEL072-939-5660 ●若狭ネット資料室(長沢室長)：〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105 TEL 072-269-4561

たため解体・撤去中でしたが、それをやめて再利用しようというのです。本来なら、「Sr処理水」のALPS処理を増やしてその処理水をフランジ型タンクへ貯蔵すべきところ、より危険な「Sr処理水」のフランジ型タンク貯蔵量を増やすというのです。東電には安全優先の発想が欠けているのです。

次に、東電は陸側凍土遮水壁による凍結を始めようとしていますが、問題だらけです。

第1に、建屋海側の凍結管は6カ所あるトレンチ上部で止まっており、トレンチの下は凍結できません。そのため、地下水が急流となってここから流れ出し、流速が増えて砂岩が押し流される恐れが出ています。

第2に、地下水の上流に当たる建屋山側の試験凍結では、地下水位が急激に低下するため建屋から滞留水が流出する恐れが明らかになっています。そのため、建屋海側から先行凍結して建屋山側を段階的に凍結する案が検討されています。建屋海側を先行凍結させたときに地下水の放射能汚染度が高まれば、サブドレン水を建屋へ移送しなければならず、建屋汚染水を減らすどころか、逆に増やすことになりかねません。

事故避難者9.7万人、関連死2031人

フクシマ事故による避難者は3月10日現在9.7万人（福島県内5.42万人、県外4.31万人）、その大半は仮設住宅や借上住宅で不安な毎日を送っています。帰還困難区域の2.4万人、居住制限区域の2.3万人はより長期の避難が避けられないでしょう。震災関連死は2031人に達し、直接死1604人をはるかに超え、悲しいことに今なお増え続けています。

被災者の基本的人権が様々な形で侵害されています。自主避難者への損害賠償を命じる判決が2月18日に全国初めて京都地裁で出されました。避難者を勇気づけるものです。国と東電の事故責任を厳しく問い、原子力被災者を救済し、健康手帳を交付させ将来の健康保障を勝ち取らねばなりません。

事故処理労働者が白血病で労災認定

事故収束作業で被曝した労働者は今年1月末で4万6500人、集団被曝線量は590人Svです。事故発生

から12月末の収束宣言までの1万9600人、240人Svと比べて、人数・被曝量共に約2.4倍に増えています。この中から、遂に、白血病にかかった労働者が現れ、昨年10月に労災認定を受けています。彼の累積被曝線量は19.8mSv（うち福島第一原発で15.7mSv）でした。政府は20mSv未満なら安全として避難者を汚染地に帰還させようとしていますが、とんでもないことです。公衆の被曝線量限度1mSv/年を下回るまで、帰還を強要すべきではありません。また、政府はこの4月から緊急時被曝限度を250mSvへ引き上げ、再稼働した原発の重大事故に備えようとしています。フクシマを繰り返すことを前提としたこのような緊急時被曝限度引き上げと原発再稼働を許してはなりません。

東電を破産処理し、国の責任で事故処理と賠償を

損害賠償支払額は今年2月で5.92兆円に達し、交付国債9兆円を閣議決定した際の見積額5.4兆円をすでに超え、東電は6兆円を超えると見積もっています。東電救済策は破綻に瀕しています。東電は、賠償費をけちり、除染費支払いを滞納し、除染廃棄物処理を自治体と国に任せて知らんぷりを決め込み、まるで他人事のように事故処理作業を行い、労働者に被曝を強要し、危険手当等のピンハネを黙認しています。事故が収束していないのに、東電は柏崎刈羽原発の再稼働を狙い、福島第二原発の廃炉をしぼっています。

国も、東電を事実上救済し、陸側凍土遮水壁という危険な難工事を東電にやらせ、対策は袋小路に陥っています。今のままでは、もはや、事故を収束させることも、被災者への賠償を公平に行い、住民を被曝から守り、必要な除染を実施させることもできません。東電を破産処理し、金融機関を含めて事故の責任を取らせるべきです。東電を破産処理しても賠償には全く影響しません。今でも、賠償・除染費はその全額が交付国債から出されており、電力消費者が電気料金で返済し続けているのですから。東電を破産処理し原発を推進してきた国の責任を明らかにし、しがらみのない抜本的な事故処理と被災者救済を行うべきです。

原発を再稼働させながらフクシマ対策を行うことなどできません。大津地裁決定を踏まえ、高浜に続き川内原発も止め、全原発の再稼働を中止させましょう。

大津地裁決定を受け、高浜原発全基廃炉・全原発再稼働阻止へ！

大津地裁は3月9日、高浜3・4号について運転差止の仮処分決定を出しました。これは福井地裁による大飯3・4号運転差止判決(2014.5.21)と高浜3・4号運転差止仮処分決定(2015.4.14)に続くものであり、運転中の原発に即時停止を命じた国内初の画期的な仮処分決定です。しかも、福井地裁での高浜3・4号運転差止仮処分決定が別の裁判官によって覆されてからわずか2ヶ月半後に再び運転差止命令を出したものであり、原告弁護団による不屈の裁判闘争に畏敬の念を抱くと共に、さまざまな圧力をはねのけた裁判官の勇氣ある決定に敬意を表します。

大津地裁決定は、「万が一にも人格権が侵害される危険性」を直接審理の対象とはせず、原子力規制委員会による規制基準の不合理性や調査審議・判断過程の過誤・欠落を具体的に示したものでありません。たとえ高浜3・4号に再稼働認可(設置変更許可)が出されていても、その合理性について関西電力が「主張及び疎明を尽くさなければ、その不合理性が事実上推認される」としたものです。とくに、仮処分では速やかに主張・資料提供が行われるべきところ、1年の審理期間にもかかわらず、終了直前まで資料が出されず、「提出資料によっても不明であるといわざるを得ない」状態だったとし、関西電力のずさんな「主張及び疎明」に憤慨しています。

では、関西電力が「主張及び疎明」を尽くせば、今回の決定を覆せるのでしょうか。そうとも言えません。「主張及び疎明」を尽くそうにもできない内容が含まれているからです。

十二分に余裕をもった規制基準の策定が不可欠

たとえば、「過酷事故対策」では、福島第一原発事故の主原因を津波だとして良いかは不明であり、徹底した原因究明を行って安全確保対策を講じるという姿勢がないとすれば、「そもそも新規規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」と批判し、十二分な余裕を持たせることの重要性を次のように指摘しています。「災害が起こる度に『想定を超える』災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うならば、十二分の余裕をもった基準とすることを念頭に置き、常に、他に考慮しなければならない要素ないし危険性を見落とししている可能性があるとの立場に立ち、対策の見落としにより過酷事故が生

じたとしても、致命的な状態に陥らないようにすることができるとの思想に立って、新規規制基準を策定すべきものとする。債務者の保全段階における主張及び疎明の程度では、新規規制基準及び本件各原発に係る設置変更許可が、直ちに公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない。」事故原因の徹底究明や十二分に余裕のある規制基準の策定は、関西電力が「主張及び疎明」を尽くそうとしてもできない要求なのです。

十二分に余裕をもった基準地震動の策定が必要

また、「耐震性能」では、現段階の科学技術力で最大限の調査をやっても「断層の連動」を否定することも「断層の末端」を確定することもできなかったのだから、断層の連動や長めの想定をしたからといって安全余裕をとったとは言えないとし、また、耐専スペクトルと実際の観測記録との間に乖離があることから、耐専スペクトルが「起こりうる地震動の応答スペクトルの最大値」に近いものであるかどうか疑問が残るとしています。つまり、十二分に余裕をもった基準地震動を策定し直す必要があるとしているのです。

フクシマ事故の「結果(現状)」も徹底究明すべき

決定は、国家主導の避難計画とそれを視野に入れた幅広い規制基準を求め、電力会社にも避難計画を含めた安全確保対策に意を払うよう求めています。福島第一原発事故の原因だけでなく結果(現状)についても徹底究明する姿勢が不可欠です。福島では5年後の今なお9.7万人が避難生活を余儀なくされ、震災関連死は2031人に達し、直接死を超えて増え続けています。5年間の事故処理作業に動員された労働者と累積被曝線量は緊急事態10ヶ月間の2.4倍になり、増え続けています。被災者や労働者の人格権を侵害しない避難計画や安全確保対策などありえません。フクシマを繰り返さないことを担保できないのであれば運転を差し止めるべきです。

私たちは、関西電力に対し、大津地裁決定を受け入れ、高浜3・4号を廃炉にすること、高浜1・2号を含め高浜・美浜・大飯の全原発を廃炉にすることを求めます。全国の闘う仲間と連帯して、大津地裁決定を踏まえ、川内原発の運転停止と全原発の再稼働中止を求め、脱原発へ前進したいと思います。

フクシマ事故から5年、フクシマをくり返さないため 大津地裁決定を受け入れ、高浜3・4号を即刻廃炉にしてください

若狭連帯行動ネットワーク

大津地方裁判所は3月9日、高浜原発3・4号の運転差し止めを決定しました。貴社は運転中の高浜3号を停止し、高浜4号の再稼働作業を中止せざるを得なくなりました。くしくも、本日はフクシマ事故発生から5年目に当り、フクシマをくり返さないことが改めて問われています。この際、高浜3・4号を廃炉にし、高浜1・2号の40年超運転申請を撤回し、高浜発電所を閉鎖するよう求めます。

フクシマ事故は5年後の今なお収束せず、10万人近くが今なお厳しい避難生活を余儀なくされ、その大半が仮設住宅や借上住宅で不安な毎日を送っています。震災関連死は3月10日現在2031人に達し、直接死1604人をはるかに超え、悲しいことに今なお増え続けています。事故直後の緊急事態に動員された労働者は約2万人、累積ヒバク線量は240人Svに上りますが、5年間の事故収束・汚染水対策で労働者数も累積ヒバク線量も2.4倍に増えています。その中から白血病で労災認定を受けた労働者がすでに出ています。

被災者と事故処理労働者の基本的人権が様々な形で侵害されています。「フクシマをくり返さないため、もう原発は止めるべきだ」という教訓を改めて確認すべきです。

大津地裁決定は、フクシマ事故の原因究明は不十分であり、これを意に介さない貴社と原子力規制委員会の「姿勢に非常に不安を覚える」と指弾し、「災害が起こる度に『想定を超える』災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合う」ことを強く求めています。その上で、貴社の「主張及び疎明の程度では新規制基準及び設置変更許可が直ちに公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない」と断じています。1年間の十分な審議期間があつたにもかかわらず、原子力規制委員会による設置変更許可を御旗に掲げ、裁判所に十分な資料を提供せず、説明も尽くさない貴社の不遜な態度についても、厳しく批判しています。

貴社の想定では安全を担保するには不十分とした上で、事故が起きれば、滋賀県の住民もヒバクし、琵琶湖が汚染され近畿地方の飲み水に影響が出るとする主張が正しく受け止められたのです。

貴社は、1年以上私たちとの面談を拒否し続けていることを謝罪し、私たちが昨年2月12日に提出した「関西電力の電気料金値上げと原発再稼働に関する公開質問状」に改めて真摯に回答すべきです。

私たちは、大津地裁決定を受け、フクシマ5年を期して、改めて申し入れます。

1. 「フクシマ事故をくり返してはならない」という国民過半数の熱い思いを代弁した大津地裁決定を受け入れ、高浜3・4号の再稼働を断念し、廃炉にしてください。
2. 高浜1・2号の40年超運転申請を撤回し、高浜発電所を閉鎖してください。
3. 美浜3号の40年超運転申請を撤回し、美浜発電所を閉鎖してください。
4. 電力自由化を機に、原発依存経営から脱皮し、再生可能エネルギーを軸とした経営に転換してください。